（介護保険法施行令の一部改正）

第七条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二に次の一号を加える。

三十　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

第三十五条の五に次の一号を加える。

三十三　臨床研究法

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第八条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の二に次の一号を加える。

三十　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

第三十五条の四に次の一号を加える。

三十三　臨床研究法

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第九条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

第二十六条第二項第二号、第三十八条及び第四十二条第一号中「第九号」を「第十号」に改める。

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十三　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

十二　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十二条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三号中「及び」の下に「第八号並びに」を加える。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十二号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び同理事会決議第二千三百七十五号」を「、同理事会決議第二千三百七十五号及び同理事会決議第二千三百九十七号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第十七号

臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第二条第一項並びに第二項第一号並びに第二号ロ、ニ及びヘ、第三条第一項、第五条第一項及び第三項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第九条、第十二条、第十三条第一項、第十四条、第十六条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十三条第一項、第二項、第三項並びに第四項第一号及び第三号（同法第二十五条第三項及び第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三号、第二十五条第一項及び第四項、第二十七条第一項、第三十二条、第三十三条、第三十六条第一項並びに第三十八条の規定に基づき、臨床研究法施行規則を次のように定める。

平成三十年二月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

臨床研究法施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　臨床研究の実施（第八条―第六十三条）
第三章　認定臨床研究審査委員会（第六十四条―第八十七条）
第四章　臨床研究に関する資金等の提供（第八十八条―第九十一条）
第五章　雑則（第九十二条―第九十六条）
附則